

令和3年5月17日

岐阜県行政書士会
会長 森 伸二 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

まん延防止等重点措置の対象区域の拡大等にかかる時短要請について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
先般、政府対策本部において、まん延防止等重点措置の公示が変更され、5月9日から5月31日の間、本県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されたことから、県内16市町を措置区域として、飲食店以外の業種の皆様にも営業時間の短縮等について、ご協力いただいていたところでした。

しかしながら、10日間連続で100人越えとなるなど、感染拡大に歯止めがかかっておりません。また、感染は県内全域で確認されていることから、より広域に措置を実施し、これ以上の感染拡大を阻止することが急務です。

については、5月16日から、特に感染拡大の傾向が見られる6市町を重点措置区域に追加し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき、別添のとおり新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条1項に規定する施設に対し、営業時間の短縮をはじめとする各種取り組みへの協力を依頼します。

貴会におかれましては、所属会員の皆様等への周知及び適切な措置の実施について、ご協力賜りますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・まん延防止等重点措置の公示に伴うその他施設への要請について

※ 詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内させていただきます。

【岐阜県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>

まん延防止等重点措置

対象地域

- (1) 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、中津川市、羽島市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町 (計16市町)
- (2) 高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町 (計6市町)

要請期間

- (1) 令和3年5月9日(日)から5月31日(月) 23日間
- (2) 令和3年5月16日(日)から5月31日(月) 16日間

依頼の内容 (共通事項)

- 酒類提供等(酒類の店内持込含む。)を行わないことの働きかけ
- カラオケ設備使用自粛要請【法第24条第9項】
- 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
- 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知
- 全ての店舗へのガイドライン遵守要請【法第24条9項】

依頼の内容 (施設の種類、規模等の別)

施設の種類	施設例	協力を依頼する事項
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡超【法第24条9項】 20時までの営業時間短縮要請 ・1,000㎡以下 20時までの営業時間短縮の働きかけ ・人数上限5,000人かつ収容率50%以下
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	
運動施設	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	
遊技場	テーマパーク、遊園地、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡超【法第24条9項】 20時までの営業時間短縮要請 ・1,000㎡以下 20時までの営業時間短縮の働きかけ
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	